

## 令和2年第7回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和2年12月4日(金曜日)午前10時開議

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 議案第 1号  | 那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について<br>(町長提出)             |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正について (町長提出)                   |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 那珂川町有住宅管理条例の一部改正について (町長提出)                      |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 那珂川町立美術館条例の一部改正について (町長提出)                       |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 令和2年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について<br>(町長提出)          |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)の議決について<br>(町長提出) |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決について<br>(町長提出)    |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決について<br>(町長提出)   |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 令和2年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について<br>(町長提出)      |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決について<br>(町長提出)     |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議決について<br>(町長提出)  |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 町道路線の廃止について (町長提出)                               |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 町道路線の認定について (町長提出)                               |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定について<br>(町長提出)           |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定について (町長提出)                    |
| 日程第 16 | 陳情第 1号  | 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出                    |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 発委第1号 国による「妊産婦医療費助成制度」創設を求める意見書の提出  
 について (教育民生常任委員長提出)

出席議員(10名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	10番	阿久津武之君
11番	小川洋一君	12番	鈴木繁君

欠席議員(1名)

9番 川上要一君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	藤浪京子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君
子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 笠井真一 書記 金子洋子

書 記 佐 藤 武

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は10名であります。

欠席届が、9番、川上要一議員から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、議案第1号 那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、おはようございます。

昨日まで一般質問、本当に貴重なご提言等を賜りまして、ありがとうございました。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、地方税の延滞金の割合等の見直しがされたことに伴い、那珂川町後期高齢者医療に関する条例を一部改正するものがあります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜ります

ようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（藤浪京子君） 補足説明を申し上げます。

別紙参考資料に基づき、主な改正内容をご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことにより地方税法の一部が改正され、延滞金の割合の特例を定めた特例基準割合の名称等が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

改正内容ですが、附則第2条中、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）を削除し、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものです。

施行日につきましては、令和3年1月1日からとなります。

なお、改正後の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、従前の例によるものとします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、議案第2号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年4月に栃木県より譲与を受けました町有松ヶ丘住宅の運用開始に伴い、駐車場の区画を定めるため、那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） 補足説明を申し上げます。

議案第2号をご覧ください。

町有松ヶ丘住宅は、県より譲与を受け町有住宅とし、町の住宅管理に関する計画に基づき各種の手続きを進めてまいりましたが、関係者の転居、引っ越しなどの調整が整ったため、同住宅の駐車場を条例に追加するものであります。

那珂川町営住宅等の駐車場条例の別表（第1条関係）中、種別、町有住宅の住宅名欄に「松ヶ丘住宅」、区画数の欄に「4」を追加するものであります。

本文附則は施行日を定めたもので、公布の日から施行するものといたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、議案第3号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、全国各地で多発している自然災害は激甚化しており、また、新型コロナウイルス感染症拡大が終息の兆しを見せない状況下において、住宅に困窮する方の増加が考えられます。

このような緊急事態等に対応するため、那珂川町有住宅管理条例の一部を改正するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） 補足説明を申し上げます。

議案第3号及び参考資料をご覧ください。

1、改正の理由ですが、町有住宅への入居の際の保証人につきましては、町有住宅管理条例第7条第1項第1号の規定により、「町内に居住し独立の生計を営み、かつ、入居を許可された者と同程度以上の収入を有するもので、町長が適当と認めるもの」と定められておりますが、災害等の緊急事態やその他特別な事情がある場合に適応させるため、現行の町有住宅管理条例第7条、入居の手続に関する事項の保証人について、第1項第3号に、「災害その他特別な事情により町長が認める場合は、第1号の規定に関わらず、保証人を定めることができる。」旨追加し、柔軟に対応できるようにするものであります。

2、改正する条例名は、那珂川町有住宅管理条例です。

3、改正内容ですが、那珂川町有住宅管理条例第7条、入居の手続に第1項第3号とし、「災害その他特別な事情により町長が認める場合は、第1号の規定に関わらず、保証人を定めることができる。」旨の規定を追加するものです。

本文附則は、施行日を定めたもので、公布の日から施行するとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 条例の第7条第3号の追加ということでお聞きいたします。

激甚災害等への緊急事態への対応ということで条項の追加となりましたが、その他特別な事情がある場合にといい文言も入っております。この中には、馬頭高校に入学する学生への対応ということも含まれているのかどうか、1点だけ確認しておきたいと思います。お願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） ご質問にお答え申し上げます。

激甚災害等その他特別な事情ということになりますので、ただいまご質問いただきました以前に、常任委員会等で審議をいただきました馬頭高校の取扱いに関しましても、柔軟に対応してまいりたいという中で入っておりますので、今後そういった詳細につきましては、規則等で、その内容についてどこまでその他に入るのかというようなことを定めてまいりたいと考えておりますので、ご質問の馬頭高校の生徒に対しましての考え方については、この内

容に入っているということをご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） 今後、規則等で馬頭高校生への対応も定めていくということですので、ぜひ、所管事務調査の中で、教育民生常任委員会で重要な意見として要望をいたしておりますので、しっかり規則の中で定めていただければと思います。要望しておきます。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、議案第4号 那珂川町立美術館条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町立美術館条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

馬頭広重美術館は、平成12年11月3日に開館し、今年で20周年を迎え、去る7月には70万人目の入館者があったところでもあります。しかしながら、年間入館者数は、東日本大震災以降2万人程度で、減少傾向にある状況であります。

今回の改正は、年間観覧券の発行により複数回の観覧を促すとともに、ふるさと納税の返礼品として全国に情報発信するものであります。また、特別展の観覧料を700円に定額とするもので、定額にすることで、早い時期からのPRや観覧券の前売りなどの取扱いに要するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料をご覧ください。

1の改正理由については、1つ目として、馬頭広重美術館の特別展観覧料については、改正前の条例別表第2に定める額の範囲内において、教育委員会が定める額となっており、特別展ごとに定めておりましたが、平成20年度より同額となっており、また、早い時期からのPRや観覧券前売り等の取扱いに必要なため、特別展の観覧料を定額とするものです。

2つ目として、美術館年間観覧券により複数回の観覧を促し、入館者数の増加を図るとともに、ふるさと納税の返礼品として全国に情報発信するものです。

2の改正する条例名は、那珂川町立美術館条例となります。

3の改正内容等について、第7条の改正は、改正前条例第1項の企画展の観覧料及び第2項の特別展の観覧料を一つの項に改正するものです。

第8条の改正は、改正前条例別表第2の削除によるずれを改正するもの及び撮影等料金の「前納」を「納付」に改正するものです。

第9条の改正は、改正前条例別表第2の削除によるずれを改正するもの及び施設使用料の「前納」を「納付」に改正するものです。

別表第1の改正は、改正前条例別表第1及び別表第2を統合し、新たに「年間観覧料」の項を追加し、年間観覧料を一人につき3,000円とするもの及び特別展の観覧料を一般の個人700円、団体630円、大学生等の個人を400円、団体を600円に改正するものです。

別表第2及び別表第3の改正は、改正前条例別表第2の削除によるずれを改正するものです。

4の施行日は、公布の日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 説明の訂正をお願いいたします。

先ほどの説明の中で誤りがありましたので、訂正いたします。

特別観覧料の一般の団体の料金を600円と申しましたが、630円の……

〔「 」 「360円」と言う人あり〕

○生涯学習課長（小松重隆君） 360円と申しましたが、630円の……。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 休憩をいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 説明の訂正をお願いいたします。

先ほど説明いたしました特別観覧料の中で、大学生等の団体の料金を600円と説明いたしました。360円に訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 何点か質問をさせていただきます。

年間観覧券というのを新しく3,000円で作って発売する、それをふるさと納税の返礼品とするということは、とてもいいことだというふうに思いますが、年間観覧券3,000円というのをどのくらい購入されると見込んでいるのかというのが1点と、それから、美術館友の会でも3,000円という友の会会費で納入すると、年間フリーパスのように見ることができます。そういった関係性から、友の会の収入との関係性をどういうふうに見込んでいるのか伺います。

それから、もう1点、第8条の撮影等の許可及び料金ですが、今回は前納を納付に改正するだけにとどまっていますが、この美術館内の撮影のみならず、外での1日がかりの撮影とか、つい最近でも、ネット上に掲載させる車のCM等の撮影があったと思うんですが、その方がおっしゃるには、とても安い料金だと、1時間の料金かと思ったと、それが1日借りられるというのは、それは少し改正したほうがいいんじゃないんですかというふうに、逆に言われました。私も、本当にそのとおりでなと思っていますので、その辺を今回は特に改正というところを出ておりませんので、次のときにぜひ考えていただけるようにしていただきたいと思います。そこはちょっと要望になってしまうんですが、まず2点お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） それでは、益子議員の質問にお答えしたいと思います。

1点目の3,000円、どのくらいの収入見込みかということで、今年度、できれば早くふるさと納税にアップして、今年度で10名程度を見込んでおります。こちらと第2問目の友の会との関連性もありますので、併せてお答えしたいと思います。友の会の会員、年々減少傾向にあります。それも踏まえて、年間3,000円の年間観覧料ということで全国に馬頭広重美術館の情報を発信して、行く行くは友の会へ誘導できればと。友の会は年間3,000円でショップの割引の追加もありますので、担当としては、年間観覧料、ここで、ふるさと納税で名前を広めさせていただいて、行く行くは友の会へ誘導して、友の会のファン層の増加とか、会員層の増加を考えていきたいと思っております。

それと、3点目の要望についてなんですけれども、美術館のルーバーの改築を計画してい

きたいというところで、ルーバーを改修できた段階で料金は見直しをしたいと考えると、今の現状ではなかなか表立ってPRというか、そういうのができないものですから、できればルーバーの改修工事と併せて、撮影料の料金も改定を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） 友の会に誘導、後々するためにも広くPRする、そのためにふるさと納税の返礼品として3,000円の年間観覧券を発売することにするという理由ですので、それはとてもいいことだというふうに思いますので、ぜひそうしていただければと思うんですが、この3,000円の年間観覧券は、友の会の3,000円券と同じように特別展も入れるということで理解してよろしいのでしょうか。

あと、ルーバーの件が出たので、ルーバーのことを、この条例に直接関係ないので聞くべきではないかなと思うんですが、ルーバーを変えた後で、この撮影等の許可及び料金を変更していくということですが、改正していくということですが、それは何年先になるか分からないんですよね。それよりも、今の現状でとても低いというふうに言われているのですから、それにかかわらず、撮影、第8条の撮影等の料金も改定していくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） ルーバーの件につきましては、担当では、25周年に向けて計画に入れていきたいと考えております。料金については、速やかに再度検討していきたいと思っております。

以上です。

すみません。1点目の特別展については、同様に年間券で企画展、特別展、要は何回でも入れるような券となります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町立美術館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号～議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、議案第5号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決について、日程第6、議案第6号 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第7、議案第7号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、日程第8、議案第8号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第9、議案第9号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第10、議案第10号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第11、議案第11号 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号から議案第11号、令和2年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、馬頭総合福祉センター改修事業及び観光宿泊クーポン券の追加発行事業に要する経費のほか、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費などを計上するものであります。

なお、馬頭総合福祉センター改修事業については、繰越明許費として、令和3年度に繰り

越すことといたしました。その補正額は3億5,300万円となり、補正後の予算総額は104億8,900万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は民生費で、馬頭総合福祉センターの改修事業費及び障害者福祉サービス事業費等に3億1,039万4,000円を計上しました。

第2は商工費で、観光宿泊クーポン券の追加発行事業費及び企業立地奨励金などに3,483万4,000円を計上いたしました。

第3は教育費で、小川中学校の鉄棒設置費及び中学校の避難器具交換費用など711万8,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金、町債などのほか、繰越金を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、ケーブルテレビ施設管理運営費に1,100万円を計上するもので、その財源は、繰入金及び繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は2億2,900万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、賦課徴収費のほか、保険給付費等交付金償還金に700万円を計上するもので、その財源は、県支出金及び諸収入のほか、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は21億5,000万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、一般管理費のほか、保険料還付金に100万円を計上するもので、その財源は、国庫支出金及び諸収入のほか、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は2億2,000万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、一般管理費のほか、賦課徴収費、職員人件費、第1号被保険者還付金に300万円を計上するもので、その財源は、国・県支出金、繰入金のほか、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は19億4,800万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は、施設管理費のほか、職員人件費に700万円を計上するもので、その財源は、負担金や諸収入のほか、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は3億3,000万円となりました。

最後に、農業集落排水事業特別会計であります。今回の補正は、施設管理費に200万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は4,800万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費であります、馬頭総合福祉センター改修事業は今年度内に事業を完了させられないため、翌年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正であります、臨時財政対策債は、額の確定に伴い、限度額2億円に1,235万4,000円を追加して、限度額を2億1,235万4,000円にするものであります。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

1款町税、2項1目固定資産税の補正額は2,751万6,000円の増で、太陽光発電設備など償却資産の増によるものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は2,050万円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は、1億3,712万3,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係るものであります。2目民生費国庫補助金の補正額は34万円の増で、地域介護・福祉空間整備等交付金に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は1,025万円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

2項4目農林水産業費県補助金の補正額は933万7,000円の増で、魅力ある中山間地域づくり事業費200万円及び中山間地域等直接支払交付金事業費252万3,000円、県単農業農村整備事業費380万円、農地中間管理事業費101万4,000円であります。

9ページに入ります。

3項2目農林水産業費委託金の補正額は132万円の増で、中山間地域総合整備事業費に係るものであります。

17款寄附金、1項4目教育費寄附金の補正額は10万円の増で、小学校費寄附金6万円及び中学校費寄附金4万円を計上するものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億3,416万円の増で、前年度繰越金であります。

21款町債、1項4目臨時財政対策債の補正額は1,235万4,000円の増で、発行限度額の確定によるものであります。

10ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は113万9,000円の減で、議員人件費17万2,000円の減は給与改定による期末手当の減額、職員人件費96万7,000円の減は、人事異動及び給与改定による期末手当の減額によるものであります。

なお、職員人件費の補正につきましては、当初予算編成後の人事異動に係るもの及び給与改定による期末手当の減額等によるものでありますので、以降、説明を一部省略させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は767万1,000円の減で、特別職人件費160万9,000円の減は給与改定による期末手当の減額、職員人件費は606万2,000円を減額するものであります。3目会計管理費の補正額は88万3,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

2項1目企画総務費の補正額は1,797万9,000円の増で、職員人件費853万7,000円を増額するほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金944万2,000円は、道路改良に伴う電柱移設工事費等の増額のため繰り出すものであります。

11ページに入ります。

3項1目税務総務費の補正額は365万2,000円の減で、職員人件費の減額によるものであります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は154万9,000円の減で、職員人件費の減額によるものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は399万5,000円の減で、健康福祉課の職員人件費358万円の増額、介護保険の職員人件費876万8,000円の減額のほか、福祉諸費119万円の増額は、生活困窮者就労準備支援事業費等の令和元年度分の実績額が確定したことに伴う、国への返納金を計上するものであります。

2目障害者福祉費の補正額は5,195万6,000円の増で、障害者福祉サービス事業費4,000万円は、障害者福祉サービス事業の利用者増加によるもの、障害者補装具費100万円は、申請件数の増加により補装具購入費の助成額を増額するもの、障害者福祉諸費1,095万6,000円は、障害者医療費及び障害児入所給付費等の令和元年度分の実績額が確定したことに伴う、国及び県への返納金を計上するものであります。

12ページに入ります。

3目老人福祉費の補正額は135万6,000円の増で、介護保険特別会計繰出金101万6,000円は、介護保険システムの改修費用及びコンビニ収納サービスに係る経費の増加などにより繰出金を増額するもの、介護福祉施設等整備事業費34万円は、非常用自家発電設備を導入する福祉施設を支援する地域介護・福祉空間整備等補助金。

4目総合福祉センター費の補正額は2億8,549万円の増で、馬頭総合福祉センター施設管理費2億6,000万円は、施設の屋根や空調を改修するとともに、福祉事業において3密を解消するスペースを確保するための施設改修に要する経費、小川総合福祉センター施設管理費2,549万円は、雨漏りによる屋根の補修及び内装の復旧に要する経費であります。

2項1目児童福祉総務費の補正額は132万6,000円の減で、職員人件費の減額によるもの。2目認定こども園費の補正額は1,863万6,000円の減で、職員人件費の減額によるものであります。3目児童措置費の補正額は445万1,000円の減で、子育て支援センターの職員人件費の減額によるものであります。

13ページに入ります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は291万3,000円の減で、職員人件費32万3,000円の減額及び国保の職員人件費277万6,000円の減額のほか、衛生総務諸費18万6,000円は、職員の産前産後休暇取得に伴う会計年度任用職員に係る経費であります。

4目環境衛生費の補正額は44万4,000円の減で、職員人件費53万8,000円の減額のほか、不法投棄等対策費9万4,000円は、会計年度任用職員に係る経費であります。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は2,034万円の減で、職員人件費の減額によるものであります。

3目農業振興費の補正額は737万9,000円の増で、中山間地域等直接支払交付事業費403万1,000円は、対象農用地の増により、中山間地域活性化協議会の交付金を増額するもの、農業振興諸費334万8,000円は、会計年度任用職員に係る経費及び農地の維持保全等に必要な機械を導入する魅力ある中山間地域づくり事業の補助金のほか、農地貸手に交付する機構集積協力金であります。

14ページに入ります。

5目農地費の補正額は1,559万5,000円の増で、町単農村振興事業費50万円は、大内地区の用排水路整備事業への補助金、県単農業農村整備事業費840万円は、県補助金の追加認定による山崎地区の農道舗装工事及び馬頭土地改良区久那田地区の用水路改修工事と小川土地

改良区舟戸地区の排水路改修工事への補助金、農業基盤整備促進事業費380万7,000円は、西の原用水用水路改修事業の補助金であります。農地諸費288万8,000円は、事業費の増加による県営西の原用水頭首工改修事業の負担金。

6目イノシシ肉加工事業費の補正額は7万5,000円の増で、会計年度任用職員に係る経費であります。

7目中山間地域総合整備事業費の補正額は140万円の増で、事業費の増加による換地業務委託料であります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は458万1,000円の減で、職員人件費の減額によるものであります。

2目商工業振興費の補正額は3,111万6,000円の増で、企業誘致推進費は、太陽光発電設備など償却資産の課税額が増えることによる企業立地奨励金及び雇用人数の増加による雇用促進奨励金であります。

15ページに入ります。

3目観光費の補正額は829万9,000円の増で、観光施設管理費21万9,000円はカタクリ山公園駐車場の土地鑑定評価業務委託料、ふるさとの森公園管理費70万円は、池の排水路布設替えに要する経費、観光諸費738万円は、道の駅ばとうの駐車場増設に伴う地質調査業務委託料及び観光宿泊クーポン券を追加発行する事業に要する経費のほか、感染症の影響により実施しないこととした自転車ロードレースへの観光振興事業費補助金を減額するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は596万7,000円の減で、職員人件費の減額によるものであります。2目地籍調査費の補正額は78万4,000円の増で、職員人件費の増額によるものであります。

3項1目砂防費の補正額は200万円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は県が実施する工事に対する町負担金であります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は63万5,000円の増で、特別職人件費40万1,000円の減は、給与改定による期末手当の減額、職員人件費50万9,000円は、職員人件費の増額によるもの、事務局費52万7,000円は、職員の産前産後休暇取得に伴う会計年度任用職員に係る経費であります。

16ページに入ります。

2項1目学校管理費の補正額は30万円の増で、馬頭東小学校費24万円は、非常用階段の

天井修繕に要する経費、学校管理諸費 6 万円は小学校備品を購入する経費であります。3 目学校施設整備費の補正額は 35 万円の増で、小川小学校の鉄棒設置に要する経費であります。

3 項 1 目学校管理費の補正額は、223 万 5,000 円の増で、小川中学校の救助袋交換に要する経費及び馬頭中学校の分電盤修繕に要する経費のほか、中学校備品を購入する経費であります。3 目学校施設整備費の補正額は 200 万円の増で、小川中学校の鉄棒設置に要する経費であります。

4 項 1 目社会教育総務費の補正額は 541 万 9,000 円の減で、職員人件費 44 万 9,000 円の減は職員人件費の減額によるものであります。

17 ページに入ります。

国際交流事業費 497 万円の減は、感染症の影響により実施しないこととした、青少年海外体験学習事業及びホースヘッズ村との交流事業の経費であります。

4 目文化費の補正額は 166 万 1,000 円の増で、那須官衙遺跡の排水路布設工事や駒形大塚公園のトイレ及びブランコの解体に要する経費であります。

5 目美術館費の補正額は 437 万 9,000 円の増で、職員人件費の増額によるものであります。6 目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は 371 万 6,000 円の増で、職員人件費の増額によるものであります。

5 項 1 目保健体育総務費の補正額は 23 万円の減で、職員人件費の減額によるものであります。3 目給食センター費の補正額は 250 万 9,000 円の減で、職員人件費の減額によるものであります。

19 ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料の補正額は 207 万円の減で、加入者及びインターネット利用者の減によるものであります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は 944 万 2,000 円の増で、一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は 362 万 8,000 円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は1,100万円の増で、うち、職員人件費は6万7,000円の増で、人事異動及び給与改定によるもの、ケーブルテレビ施設管理運営費は1,093万3,000円の増で、国道294号、県道矢板那珂川線などの道路改良工事に伴うケーブル移設に係る工事請負費であります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（藤浪京子君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

5 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金の補正額は77万円の増で、特別調整交付金であります。

8 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金の補正額は250万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

9 款諸収入、2 項 8 目雑入の補正額は372万7,000円の増で、概算払いにより支払った令和元年度保険給付費の精算金であります。

9 ページ、歳出に移ります。

1 款総務費、2 項 1 目賦課徴収費の補正額は77万円の増で、国民健康保険賦課システム改修業務に係る業務委託料の増によるものであります。

8 款諸支出金、1 項 3 目保険給付費等交付金償還金の補正額は623万円の増で、令和元年度保険給付費等交付金の精算による返納金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は44万円の増で、前年度繰越金であります。

5 款諸収入、2 項 1 目保険料還付金の補正額は45万円の増で、歳出還付補填金であります。

6 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫補助金の補正額は11万円の増で、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金であります。

9 ページ、歳出に移ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は55万円の増で、高齢者医療制度見直し等システム改修業務に係る業務委託料の増によるものであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金の補正額は45万円の増で、後期高齢者医療被保険者に係る保険料の還付金の増によるものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前 1 0 時 5 9 分

再開 午前 1 1 時 2 0 分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 続きまして、那珂川町介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から申し上げます。

3 款国庫支出金、2 項 3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は34万3,000円の増で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の給与改定に伴う人件費の増による負担割合分の増額です。

5 目事業費交付金の補正額は82万5,000円の増で、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費に対し交付されるものです。

5 款県支出金、2 項 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は17万1,000円の増で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の給与改定に伴う人件費の増による負担割合分の増額です。

7 款繰入金、1 項 3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は17万1,000円の増で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の給与改定に伴う人件費の増による負担割合分の増額です。

5 目その他一般会計繰入金の補正額は84万5,000円の増で、一般管理費、電算委託料及び

賦課徴収費、手数料の増に伴うものです。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は64万5,000円で、第1号被保険者負担分として包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の増額分20万8,000円及び介護保険料過年度還付金増額分の43万7,000円へ前年度繰越金を充てるものです。

9 ページ、歳出に移ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は165万円の増で、介護報酬改定等に伴い、システム改修費を増額するものです。

2 項 1 目賦課徴収費の補正額は2万円の増で、介護保険料のコンビニ収納事務手数料の増によるものです。

3 款地域支援事業費、3 項 3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は89万3,000円の増で、給与改定による人件費の増であります。

7 款諸支出金、1 項 1 目第1号被保険者還付金の補正額は43万7,000円の増で、65歳以上の第1号被保険者に対する過年度分の介護保険料還付金です。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書ですので、ご覧ください。

以上で那珂川町介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩君） 続きまして、那珂川町下水道事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページをご覧ください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金の補正額は12万円の増で、公共下水道事業受益者負担金の増によるものであります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は686万9,000円の増で、前年度繰越金であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は1万1,000円の増で、東京電力株式会社からの補償金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は700万円の増であります。職員人件費は42万9,000円の減で、人事異動及び人事院勧告によるものであります。委託料は612万9,000円の増で、管渠内に堆積した土砂等を取り除くため、管路清掃及び管路内部調査、点検に要する費用であります。

備品購入費は130万円の増で、現在所有する公用車の老朽化に伴い、更新を行うものです。10ページからは給与費明細書となりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で那珂川町下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページをご覧ください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料の補正額は113万1,000円の減で、現年度施設使用料の減によるものです。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は313万1,000円の増で、前年度繰越金です。

9ページ、歳出に入ります。

1款農業集落排水事業費、2項1目施設管理費の補正額は200万円の増で、12節委託料120万円は、管渠内に堆積した土砂等を取り除くため管路清掃を実施するもの、14節工事請負費80万円は、マンホール鉄蓋の経年劣化に伴う交換工事を行うものであります。

以上で、那珂川町一般会計、各特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示しください。

質疑はありませんか。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 4番、益子純恵です。

一般会計補正予算書の14ページ、5款1項3目農業振興費の中の12節委託料25万2,000円についてお伺いいたします。この1点について、何個かに分けて質問をさせていただきます。

全協でもご説明をいただいているところですが、この25万2,000円は、9月に補正予算で議決をされた農畜産物加工処理施設の土地取得に向けたものと理解しておりまして、委員会等でもご説明をいただいているところだと思いますけれども、その中で、ある程度売買の目標の時期があるかと思っておりますけれども、多分、今回非常にスケジュールがタイトだとお伺いしておりますけれども、実際にいつまでをめぐりにしているのかという具体的な日時をお示しいただきたいと思っております。

それから、2点目ですが、今回取得に向けて動いているこの土地の地目が田だと思

います。なおかつ、所有者が既に故人であるということも分かりました。その他、この土地につきましてはもろもろあるかと思えますけれども、通常この状態ですと、すんなりと取引ができないのではないかなと思えますけれども、取引の相手が町だからとか、行政だから許されるというのでは、町民に示しがつかないと思えますので、売買がされる前に、まずはきちんと真っさらな状態にすべきかなと思えますけれども、そのことについてはどのように考えているか伺います。

それから、3点目になります。今回町の財産となるものですので、建物はもともと町のものであり、土地が町のものになると、管理のしやすさとか町の財産になるとか、そういった面でメリットがとても大きいのかなと思うんですけれども、議決した案件が覆されたといえますか、方向性が変わったということもありますし、今回この土地の評価のための補正ということで、しっかりと周辺の評価価格とかそういったものと比較をしていただきたいと思うんですけれども、まず順を追って、そのための調査を若干おろそかにされたんじゃないのかなというような感じがするんですけれども、しっかりと段階を踏むべきだったのではないかなと思えます。かなりスケジュールがタイトだということもありまして、ここまで急ぐ理由が何なのかということをお教えいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、ただいまの3点のご質問にお答えをしたいと思います。

今回の土地取得に係るいつまでに完了するのかということですが、12月いっぱいまでに取得を完了したいと考えております。

また、2点目の現在地目が田んぼというような地目になってございますが、これにつきましては、農地転用の手続を売買前に済ませて購入するような手続を踏みたいと考えております。

3点目の今回急いでといえますか、急遽購入しなくてはならないというような理由でございますが、この土地につきましては、JAなす南で、現在の土地所有者から賃貸借契約で借りているものでございまして、その期限が12月いっぱいということになっているところでございます。

もう一点が、土地の固定資産税につきましては、来年1月になってしまいますと新たに固定資産税の課税も生まれてしまうということで、土地所有者の方にご負担をおかけするとい

うようなこともございまして、かなりスケジュール的にはタイトでございますが、しっかりと適正に手続を進めたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） まず、1点目に、12月いっぱい取得の完了ということがお示されましたけれども、12月は年末ですので、恐らく25日まで、金曜日までに全て完了しないと、年内いっぱい完了ということにはならないのかなと思いますので、そういった意味でも、最後の1週間使えない12月になるかと思っておりますので、そういった面でも非常にスケジュールが、さっきから言っているんですけども、タイトかなと思うんですね。法務局等にも確認をさせていただいたんですけども、登記には、少なくとも申請書類の提出から早くても2日の営業日で登記が完了となることが多いですよということを法務局の方からお伺いしたんですけども、12月21日に農業委員会にかけられるというお話を伺っておりますので、実際もう本当に数日しかない中で、全てを完了させなければいけないということになると思うんですね。これで本当に間に合うのかというところについて伺います。

それから、2点目ですけども、農転の手続も併せて、手続を進めてから売買の段階に入るということですので、先ほどの農業委員会の絡みもありますので、その辺をきっちり間に合うのかというところをお示しいただきたいと思っております。

それから、2つ目ですけども、現状、JAさんが地権者の方から借りている期限が12月いっぱいということで、その後返されるということになるかと思っております。前回の全協の際には、1月から3月までの賃貸借の交渉で、最初、当初地権者さんのところを町のほうで訪れたというようなご説明があったかなと思うんですけども、私といたしましては、慎重に準備を進めていただいて、もし間に合わなかった際には、予定どおり賃貸借でしっかり手続を踏むまでお借りして、完全な状態になったところで売買というのがいいんじゃないかなと思っただけなんですけれども、ただいまの課長の答弁で、相手方の固定資産税がかかってくるということなので、逆に売ってくださる方にご迷惑がかかることになるのであれば、12月いっぱいということをおっしゃられているところについては納得いたしました。

なので、まずは農業委員会等に諮って年内に間に合うかというところについて、2回目の質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 25日の5日間で処理をしなくてはならないということで、相当大変だろうとは考えているところなんですけども、手続に関わりますの

で、申請書類等につきましては、事前に登記手続を進める法務局としっかり打合せをさせていただいて、手戻りのないような形で登記手続申請をできるようにしっかり準備を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 今、課長から答弁をいただきました。手戻りのないよということ  
で、スケジュールが非常にタイトなので、一回戻ってきてしまうと恐らく年内には間に合  
わないということになるかと思しますので、慎重に書類とかそういったものも進めていただき  
たいなと思うんですけども、もう一点だけお伺いいたします。

農転の手続、書類を申請する際に申請者が今回故人ということになっているか、なるのか  
なと思うんですけども、故人は申請者にはなれないので、相続する方が申請ということに  
なると思うんですけども、相続されていないところを相続人が申請を出すということにな  
りますと、法的にもいろいろな、もしかしたら縛りがあるかもしれませんし、誰か一人が、  
何人か相続人がいらっしゃるかと思うんですけども、その全員が一致した考えで処分して  
いいよということでない、多分申請できないんじゃないかと思うんですね。

法律に詳しい方にお伺いしましたけれども、通常は、故人の相続が済んでいないという  
ところで農転をかけるというのは、普通は農業委員会通らないんじゃないかというよう  
なお話をいただいたんですね。その中で、財産を保存するための行為であれば、相続人が  
全員ですとか、相続人が全員一致して同じですよということが分かれば、その相続を  
特別な理由として認められることもあるかもしれないというようなお話もあったん  
ですけども、そういったところをしっかりとクリアできるのかということについて、  
お伺いしたいと思います。

それと、最後になりますけれども、やはり9月に議決された案件が、一度内容が  
変更になっていますので、今回、額的には25万2,000円なんですけれども、  
また12月までに間に合いませんでしたとかそういったことがあると、やはり私  
たちとしても責任が生じるのかなというような懸念もありますし、町民の皆  
様にもご迷惑をおかけすることになりますので、しっかりと間に合うよ  
うな形を取っていただけるのか、そこについて再度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 1点目の農地転用の申請ということ

ございますが、確かに土地所有者につきましては故人ということでございますので、今回の案件につきましては相続人が複数人ございますので、その代表名で申請をしていただき、また相続、ほかの相続権者の同意、または委任状等確認をした中で進めれば可能と考えております。

また、2回目の質問で、12月いっぱいというような期限がございますので、その辺につきましては、先ほど答弁したとおり、しっかりと手戻りのないように処理を進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木 繁君） ほかにありませんか。

1番、福田浩二議員。

○1番（福田浩二君） 一般会計のやはり14ページ、5款農林水産業費の中の12節の件なんですが、先ほどと同じところなんですが、この登記の変更は地目変更で農地法に係るんですね。そうすると、この土地の広さが3,186平米、そうすると、これは知事のところなのかなと思うんですけども、そうすると、年内いっぱいに地目変更をして、相続をして、抵当権の抹消をするということはできるのかな、ちょっと心配になるんです。そして、もう一つは、これもしかしたら誰かあっせん者がいるのかなという、ちょっとげすな勘ぐりをしてしまったんですけども、ちょっとそこだけの確認をしたいと思います。

あと、この辺りの坪単価の基準というのは幾らなのかお聞きします。それで、この坪単価がこの土地は幾らと考えているのかというのもお聞きしたいです。

あと、もし12月いっぱいできなかつた場合の賃借料が発生するという事なんですが、一体幾らぐらいの賃借料が発生するのかお聞きしたいです。よろしく願いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目、今回の農地転用につきましては、非農地証明届ということで処理を考えてございます。非農地証明につきましては、20年間耕作をせず、別用途として利用していたというような事実が確認できればクリアできると。また、先ほどの3,000平米を超えるというような部分については、知事、県知事ではないかなというようなご質問でございますが、これにつきましては、非農地証明につきましては面積的な要件はございませんので、町の農業委員会で認定は進められます。

2点目の、誰かあっせん者がいるのかということでございますが、そういった方はいらっ

しゃいません。

3点目のこの周辺の坪単価は幾らぐらいかということでございますが、県で実施しております地価調査の近隣の標準価格でございますが、平米当たりの宅地で1万3,900円というような基準額が示されているところでございます。

4点目のところと関わる部分なんです、この基準、標準価格とか、また取引価格、そういったものを専門の不動産の鑑定士のほうに依頼をして、今回の買収、土地の価格を決定しますので、その価格につきましては今後進めることでございますので、この場では答弁はできませんので、ご理解ください。

最後の5点目、現在の賃借料の料金ということでございますが、この契約につきましては、J Aなす南と現在の土地所有者で契約を締結しているものでございまして、個人情報がありますので、この場で幾らということは、申し訳ございませんが申し上げられません。また両方の了解でもいただければ、後日お知らせということもできるかなとは思っているんですが、個人情報でございますので、この場での説明はできないということでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

○1番（福田浩二君） この土地は、約4,000万ぐらいの金額になるんじゃないかと思うんですけども、安い買い物ではないと思うんですよ。ですので、できれば、もっとじっくり考えてもらって、例えば私なんかでいうと、抵当権がついていたり、相続人が亡くなっていたりとかというのであれば、ちょっとやっぱり心配になってしまいます。しかも12月いっぱい、本当にこれで12月いっぱいできるのかなというのが、心配なところなんですよ。もう一度、しつこくはなっちゃうんですけども、12月いっばいに本当にこれができるのかどうかお聞きしたいです。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 先ほども益子議員のほうには答弁させていただきましており、確かに短期間で済ませなくちゃならないという部分ではございますが、事前の準備をしっかりいたしまして、12月いっばいということを進めるということ考えております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

11番、小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 同じ項目でございます。大体2人が聞いたものですから、大体のことは分かっております。それで、12月いっぱい間に合うということを言っていますので、農業委員会のことについて1点だけお尋ねいたします。

この申請書は、地権者は亡くなっておりますので、相続人が代理に出すということですが、今月の農業委員会は21日ですね。それに対しての議題提案が、今月の5日締切りということになっております。5日と言えば明日ですね。今回は日曜日が入るから7日。それまでに、この申請者が申請書をもう作っておるのかどうか。先ほどは間に合うということを言っていますので、多分これは、事務局ではそういうことは確認していると思うんですけども、そのことについてお願いします。

それと、もう一点は、先ほど3反歩以上は県の農地委員会ということをおっしゃっていましたが、3反歩以上の場合には計画書を立てて申請しなくてはならないという決まりがありますけれども、先ほど、課長のほうから非農地証明があればいいんじゃないかということになっていきますけれども、これについても尋ねたい。この2点、お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、ご質問の1点目でございますが、今月、農業委員会への申請の期限というのが7日の月曜日ということになってございますので、その申請に必要な資料につきましては、大体そろっているところでございますので、間違いなく申請はできると考えております。

また、先ほどの非農地証明ということで出す、議員さんのほう、4条・5条の場合には、やはり新たに農地を別用途に変える、その計画書等必要ではございますが、今回の土地につきましては、20年以上宅地として利用しているというようなことでございまして、非農地証明の認定を受けるというようなことで手続は進めますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木 繁君） 小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 確認だけさせていただきます。

今、課長のほうから、大体そろっている、大体じゃだめなんです。はっきりそろっておりますと言っていたかないと、これは7日までには通用しないと思うんですよね。

それと、計画書は非農地証明だからいいということでもありますけれども、これも農業委員会のほうで、きちんと町のほうの考えを述べていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 非農地証明を出す関係書類ということでございますが、現在、登記簿、構図、現況周辺の案内図等そろってございます。あと、今回の土地所有者の届ですけれども、記名、捺印関係が残っているというところでございます。再度質問で、今月いっぱい間に合うのかということでございましたが、準備をしっかりとしまして手続を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小川正典議員。

○5番（小川正典君） それでは、ケーブルテレビ事業特別会計、8ページの使用料についてお伺いしたいと思います。

使用料が207万円ほど減額されています。これは何件で、どんな理由で減少しているのか、これをご説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問にお答えします。

ケーブルテレビ利用料が何件ということでございますが、当初算定に当たっては契約者を4,620人で見込んでおりましたが、現在4,615人ということで見込んでおります。利用者の減が15件、インターネットの減が45件ということで、それ以外の免除申請とかが出ておりますので、そういったものも含めまして207万円と見込んでおります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する会計名をお示してください。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） この一般会計予算案に反対いたします。

この説明の中で、町長は、補正予算案の目玉の一つが宿泊クーポン券事業ということで説明されました。その件に関してです。

9月に行われた宿泊クーポン券の最初の事業、これは何回も言われていますけれども、9月16日に券は販売をして、17日に完売したと。多くの町民は、そういうことが行われたこと自体も知らなかった人が大勢いたと。発売そのものもインターネット発売が大多数でしたので、町外の方、県外も含めて、そういう方がたくさん買われたと、そういうことです。それで、その点に関しては若干改善の方向も打ち出されています。その点は認めないわけではありません。

しかし、この宿泊クーポン券事業、事業本体の費用に比べて、関係経費がかかり過ぎると思います。9月に行ったものでも、例えばJTBに委託していますけれども、1,000万円それに費用かかったと言われています。本体の費用が960万円ですから、それに比べて、JTBだけではありませんけれども、たくさんところに委託料がかかって、本体を実施するのにその2倍近くの費用をかけてやる事業というのは、私はやるべきではないというふうに思います。

それから、利用者が限られていると。5,000円を出して、8,000円の宿泊料とそれから3,000円の商品券ということなんですが、5,000円は出さなくてはなりません。ですから、生活が苦しい方、このコロナ関係等で職を失っている方もたくさんいます。そういう方々は、利用しようにも利用できない。それから、病院に勤めている方々、まだこの町では感染者は出ていませんけれども、非常にぴりぴりとした環境の中で仕事をされている方、病院関係ではなくて介護の関係もそうだと思います。非常に気を遣って、ですから、なるべく外には出ないように、そういう生活をしているわけです。そういう方がなかなか使えるものではないというふうに思います。

それから、宿泊業、観光業が大変だということなんですが、それであれば、直接に手当をする、そういう方法を考えるべきではないかというふうに思います。国のほうで始めた持続化給付金、それに町は上乘せをして支給をしていますけれども、例えば、そういうのを1

回きりではなくて何回もやるとか、その制度を拡充してお金を有効的に使うようにすべきであるというふうに思います。

そういう点で、この宿泊クーポン券事業をさらに続けるということに対して、反対をいたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

2番、大金 清議員。

○2番（大金 清君） 私は、一般会計補正予算について賛成討論をいたします。

人事院の勧告による人件費の削減、またコロナウイルス感染症に伴う地方創生臨時交付金の事業など、それに伴う追加、新設事業がありました。それに、社会保障事業についてもございましたが、その中で2点ほど説明不足があったものですから、総務産業常任委員会を開催いたしまして、この2点について、担当課から再度説明を受けたところでございます。その説明を受けて納得をいたしました。そこで、一般会計補正予算の歳入歳出については妥当だと判断をいたしました。それによって、賛成討論といたします。

最後に、スムーズな執行をお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第5号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号、議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第12、議案第12号 町道路線の廃止について、日程第13、議案第13号 町道路線の認定について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第12号 町道路線の廃止について及び議案第13号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、町道路線の廃止についてですが、平成27年10月に栃木県と取り交わしました栃木県及び那珂川町が管理する道路の相互移管に関する覚書に基づき、本年10月30日をもって町道永畑川崎線が県道那須黒羽茂木線として栃木県に管理移管となったため、同路線を廃止するものであります。

次に、町道路線の認定についてですが、前議案にて路線が廃止となる町道永畑川崎線には、栃木県に管理移管とならない旧道を同一路線としていた区間がありましたが、その区間を今後も引き続き町道として管理していくために、改めて町道として認定するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） 補足説明申し上げます。

議案第12号 町道路線の廃止について及び別紙参考資料をご覧ください。

廃止する路線は、町道永畑川崎線です。

起点を久那瀬字舟場平の県道交差点とし、終点を馬頭字都の国道293号交差点までとする総延長2,209メートル、幅員2.2メートルから17.1メートルの路線であります。

本路線は、10月30日に栃木県に県道那須黒羽茂木線として管理移管となったため、廃止するものであります。

次に、議案第13号 町道路線の認定について及び別紙参考資料をご覧ください。

認定する路線の名称は、永畑線です。

起点を久那瀬字舟場平の県道交差点とし、終点を久那瀬字渋内の県道までとする総延長680.9メートル、うち重用区間延長231.7メートルで、実延長は449.2メートル、幅員2.2メートルから13.1メートルの路線であります。

本路線は、主に町道永畑川崎線を道路改良事業により拡幅整備する前の旧道で、整備後の

道路と同一路線として管理をいたしておりましたが、協議の結果、栃木県へは管理移管とならなかったため、引き続き町において管理するため、改めて町道に認定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第12号 町道路線の廃止については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 町道路線の認定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第14、議案第14号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第14号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町ケーブルテレビ施設について、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は那珂川町ケーブルテレビ施設であり、指定管理者は、埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店、支店長、舘山富雄であります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

参考資料をご覧ください。

1ページ、1、管理を行わせる施設の概要は、那珂川町ケーブルテレビ施設に係る設備一式と、そのサービス内容を記載してありますので、ご覧ください。

2、指定管理者が行う業務の範囲ですが、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第4条及び第5条に規定する業務で、具体的には、（1）ケーブルテレビ施設の利用申込みの承認並びに引込線や音声告知機等の設備の設置及び変更に関する業務。（2）ケーブルテレビ施設の運営及び施設、設備の維持管理に関する業務。（3）自主放送番組、広告放送の制作に関する業務。

2ページに続きます。

（4）自主放送番組、広告放送及び音声告知放送の放送に関する業務。（5）放送局のテレビジョン放送及びFM放送の再放送業務は、地上波テレビ放送、BS放送、CS放送等の再放送業務。（6）基本サービスを提供する業務は、テレビ放送や自主放送、音声告知放送、加入者間無料電話等の提供業務。（7）オプションサービスを提供する業務は、インターネット接続やCS放送等を提供する業務であり、これらの業務全ては放送センターに職員を常駐させ、適切に行うこととしております。

3、指定管理料は、1年間の限度額を1億8,040万円と設定し、今回、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店から1億7,709万8,000円の提案がありましたので、この額を基に、今後、予算の範囲内での年度協定により指定管理料を決定していくこととなります。

4、候補者選定経緯ですが、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第34条の規定に基づき、一般公募により、募集期間を9月17日から9月30日までと定め募集を行ったところ、2社から応募がありました。

選定に当たりましては、10月14日に那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理者候補者選定委員会を開催し、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店を指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定の理由は、那珂川町ケーブルテレビ施設条例第37条第1項に定める基準及び募集要項に定める資格を満たしていること。また、選定委員会の定める選定基準に基づき審査を行った結果、応募事業者の中で最も要求要件を満たしていることが確認できたこと、の2点であります。町としましては、選定委員会の結果を踏まえ、同社を指定管理者に選定したものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 那珂川町ケーブルテレビ施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第15、議案第15号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第15号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町図書館について、民間団体の努力や創意工夫を通じて、財政負担の軽減や住民サービスの向上を図るため、大高商事・図書館流通センター共同事業体を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町馬頭図書館、那珂川町小川図書館であり、指定管理者は、所在地、栃木県宇都宮市宝木本町1474番地5、団体名、大高商事・図書館流通センター共同事業体、代表団体、株式会社大高商事、代表者、代表取締役、高橋和夫です。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。県内図書館の指定管理者の状況や指定管理者が継続的な図書館運営を行うに当たり、指定期間を5年といたしました。

参考資料をご覧ください。

1の管理を行わせる施設の概要は、那珂川町馬頭図書館及び那珂川町小川図書館に係る所在地や会館年月、規模、建物構造など施設の概要と、その運営に関する事項を記載してあり

ますので、ご覧ください。

次のページに移ります。

2の指定管理者が行う業務の範囲ですが、(1)図書館法第3条に掲げる事業に係る業務で、具体的にはカウンター業務や蔵書管理、レファレンスサービス及び読書案内などの各種サービス業務の提供であります。(2)図書館の利用及びその制限に関する業務、(3)図書館の維持管理に関する業務、(4)上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務としております。

3の指定管理料は、5年間の限度額を3億3,521万5,000円と設定し、今回、大高商事・図書館流通センター共同事業体から3億3,520万円の提案がありましたので、この額を基に、今後、予算の範囲内で年度協定により指定管理料を決定していくこととなります。

4の候補者選定経緯ですが、募集の方法は、一般公募により、募集期間を11月12日から11月18日までと定め募集を行ったところ、1事業者から応募がありました。

選定委員会経過ですが、指定管理者の候補者を選定するに当たり、那珂川町図書館指定管理者候補者選定委員会を開催し、候補者の選定を行いました。その結果、大高商事・図書館流通センター共同事業体を指定管理者の候補者として選定したものです。

選定の理由といたしましては、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に定める基準及び募集要項に定める応募資格を満たしており、効率的かつ効果的な公共サービスが見込めると判断したことから、候補者として選定したものであります。町としましては、その結果を踏まえ、指定管理者に選定したものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長(鈴木 繁君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番(益子明美君) 1点だけお伺いします。

申請事業者の共同事業体の構成団体の変更が、第1次というか、前回の指定管理者と変更があると思うんですけども、その理由を教えてください。

○議長(鈴木 繁君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(小松重隆君) 今現在の指定管理は、大高商事、藤井産業、図書館流通センターの3社でございます。藤井産業につきましては、事業スタートの期間については、県内

の各市町、関連する共同事業体においても名前を入れたところなんです、大体2次募集からは抜けているような状況という話を聞いております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） その抜けている理由というのが知りたいんですけども、それは具体的には知っていらっしゃるのかどうか、この選定委員会を行ってヒアリングしたときに確認はされているのかどうか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 選定委員会時には、その点については質問をしておりませんし、具体的な事業についても把握はしておりません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 図書館というのは、完全な町民へのサービス事業だというふうに思っています。入場料も取りませんし、利用料も取らないと、それが今の図書館になっています。

先ほどは町長の説明の中で、民間の創意工夫というお話がありました。しかし、民間の事業ですから、利益を生み出さなくてはならないというふうに思います。しかし、図書館は入場者が増えても、貸し出す冊数が増えても、これは利益にはなりません。そういう事業です。そういう事業には、指定管理者制度は、私はなじまないと思います。

どうしても民間がやる場合には、利益を生むために、どこで利益を生むかと考えたときに、どうしたって人件費を削ることを考えると思います。最初はきっと町が運営するよりも安く引き受けるのではないかと思います。ほかの事業でもそういうことはままありますから。しかしながら、企業が継続して運営していくためには、利益を生みたいと、生むためには、どうしたって指定管理料そのものが上がっていかないと、引き上げることを要求すると思います。

今回の事業費も、過去3年間に比べて年間にすると約1,000万円ずつ増えています。合計で5,300万円増えている金額です。これは、図書館そのものを維持運営していくためにはそれが必要だといわれれば、また上げることになるのではないかとこのように思います。

公立の図書館ですから、先ほども言いましたように、図書館を利用するのにもお金はかかりません。現在はそれが原則になっていますけれども、これが、民間がずっとやっていくということになっていきますと、ひょっとしたら、今のただで利用できるというそういう制度が変わる、そういうことに道を開くことになるのではないかと、非常に私は危惧します。

図書館、それから認定こども園、そういうものは、やはり町が直接住民サービスを常として努力して維持していかなければならない、そういう施設だと思いますので、この委託料、合計で3億3,520万円余りという、この料金設定にも私は反対しますし、そもそも民間に任せるとこのこと自体がよろしくないというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 那珂川町図書館に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎陳情第1号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第16、陳情第1号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

本件については、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。  
教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 益子純恵君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子純恵君） 陳情第1号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情について、教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

この陳情は、11月20日に栃木県社会保障推進協議会会長、大根田紳氏から提出されたものであります。

陳情の内容は、妊産婦等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に掲げた成育基本法を実りあるものにするため、妊産婦について、費用の心配なく医療が受けられるよう、妊産婦医療費助成制度を国の制度として早期に実現するよう、国に対し意見書を提出されたいとして、陳情されたものであります。

当陳情については、12月3日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査した結果、住んでいる自治体による差をなくし、全ての都道府県において、妊産婦が費用の心配なく医療が受けられることが不可欠であることから、本陳情の趣旨は賛同できうるものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は、委員会での審査の経過と結果に対しての質疑のみを許可します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情に対する委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定いたします。

---

◎日程の追加

○議長（鈴木 繁君） ただいま教育民生常任委員長から、発委第1号 国による「妊産婦医療費助成制度」創設を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案を配付します。

〔議案配付〕

---

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 追加日程第1、発委第1号 国による「妊産婦医療費助成制度」創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案は、この際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることとします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 益子純恵君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子純恵君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第1号 国による「妊産婦医療費助成制度」創設を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました、国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情に基づき、その趣旨を受けて、内閣総理大臣外5名に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 国による「妊産婦医療費助成制度」創設を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和2年第7回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時54分